



# 高齢者あんしんセンター ふるさと たより

## 増刊号

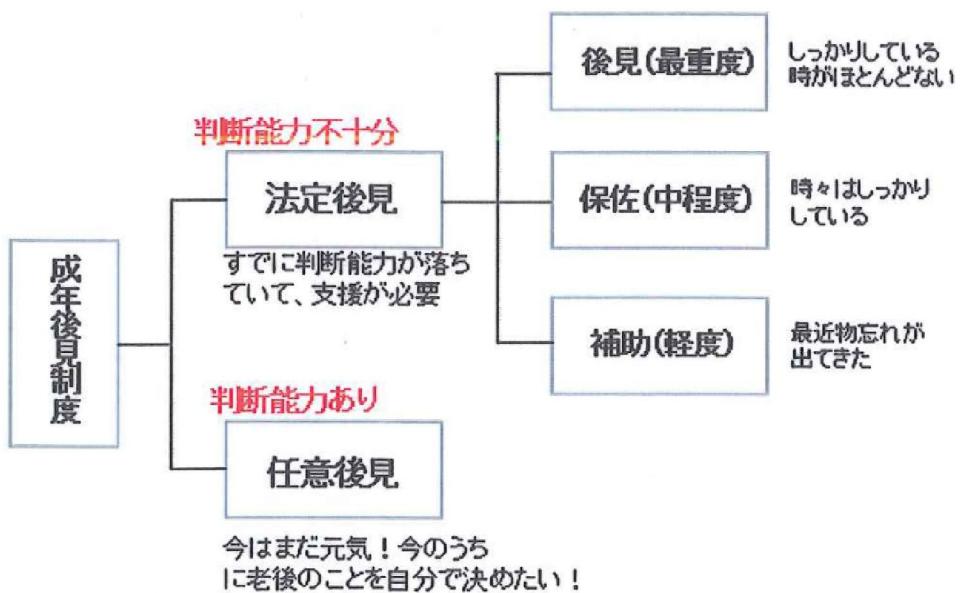


### ～成年後見制度～

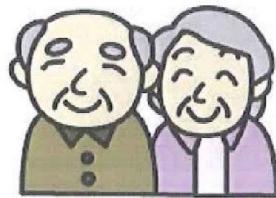


成年後見制度は、判断能力が不十分な方々を法律面や生活面で保護したり支援する制度で、成年後見人と呼ばれる方々が、高齢者に代わって契約を行ったり財産の管理などをしていただける制度です。

成年後見制度には、法定後見と任意後見があります。



## ～受けられるサービス～



### 「財産管理」

- ・不動産などの管理・保存・処分。
- ・金融機関との取引。
- ・年金や不動産の賃料など定期的な収入の管理やローン返済、家賃の支払い、税金、社会保険、公共料金などの支払い。
- ・生命保険の加入、保険料の支払い、保険金の受け取り。
- ・権利証や通帳などの保管。
- ・遺産相続などの協議、手続きなど。

### 「身上監護」

- ・本人の住まいの契約締結・費用の支払い。
  - ・健康診断などの受診・治療・入院費用の支払いなど。
  - ・医師から病気やケガなどの説明に同席する。
  - ・介護保険などの利用手続き。
  - ・リハビリテーションなどに関する契約締結、費用の支払い。
  - ・老人ホームなど施設の入退所、介護サービスなどの情報収集、本人との話し合い、費用の支払いなど。
  - ・介護サービスや施設のチェック、異議申し立てなど。
- ※ただし、後見人は、賃貸借契約の保証人、入院などの保証人、手術の同意などはできないとされています。また、毎日の買い物、掃除、食事の準備、身体介護などは行いません。



## 高齢者あんしんセンター ふるさと

■住 所 綿貫町1369

■電話番号 347-3700

■担当職員名 井上・鈴木・田口・矢野・植原

